

Setouchi-i-Base 創作工房 利用規則

「創作工房の利用及び機材の取り扱い」

- 1 工房機材は月額会員並びに一時利用料を支払う方のみ利用できます。見学、機器講習、ワークショップ、イベントなどの施設管理者等が開催するものはその限りではございません。
- 2 利用時間予約方法については施設管理者等の定めたルールに則り指定された方法で行ってください。
- 3 工房内での火気の使用は原則禁止とします。
- 4 原則として工房外での個人使用のための機材や道具等の貸し出しは行いません。
- 5 指定した場所と使い方以外での作業はご遠慮ください。
- 6 施設管理者に相談なく工房の備品を移動したり、また工房に造作を施したり、改造したりしないでください。
- 7 作業中に当方が危険と判断した場合には作業を中断していただく場合があります。

「講習制度」

- 1 利用者がレーザーカッター並びに 3D プリンターを利用するためには、機器ごとに定められた講習を受講していただきます。
- 2 講習を受講した後、実際の機器利用において一人で安全に機器を利用できると判断された方のみ、機材利用のライセンスを発行いたします。
- 3 ライセンス発行の際には別紙の誓約書に同意し、記名していただく必要があります。
- 4 ライセンスは個人単位で発行し、有効期限は設けないものとします。ただし、故意または重大な過失により機器及び施設等に重大な損害を与えた場合はライセンスを取り消すことがあります。

「資材及び制作物等の預かり」

- 1 施設管理者は原則として、資材及び制作物等はお預かりしないものとします。
- 2 利用者は、工房の機材に残る作業データを即日消去し、データ保管に関して施設管理者は責任を負担しないものとします。

「整理整頓」

- 1 皆様に気持ちよくご利用いただくために工房内の工具・機器・材料は整理整頓にご協力ください。
- 2 持ち込みされた材料、ゴミ、不要になったものなどはお持ち帰りください。

「迷惑行為並びに禁止事項」

- 1 施設管理者は、次の各号の一つに該当するときは、利用者に対し、直ちに工房使用並びに機器利用を中止させることができるものとします。
(1) 利用者が本規約または機器毎に定める取り扱い説明書などに違反したとき

- (2) 利用者が本規約に定める責務を怠ったとき
- (3) 利用者の持込品が不衛生なものや人体や環境等に悪影響を及ぼす劇薬、危険物を取り扱う行為が判明したとき（塗装は水性塗料のみ使用できます。スプレー缶は使用できません）
- (4) 公序良俗に反するもの、ならびに法律に違反する行為
- (5) 規定を逸した騒音レベルを伴う行為の他、施設管理者が不相当と判断するもの
- (6) 利用者の使用目的、利用方法が国内法令等に抵触するおそれがある場合
- (7) 利用者が申込後に、利用者の都合により機器利用を行わないことが複数回行われた場合
- (8) その他、施設管理者が利用者の機器利用を不適切または不相当と判断した場合

2 第1項の規定による機器利用の中止を受けた場合においても、利用者はそれまでの利用時間分の料金を負担するものとします。また、工房が損害を受けているときは、その賠償を利用者に請求することができるものとします。

3 機器利用の中止にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、施設管理者は公益通報を行えるものとします。

「免責」

- 1 利用者がけが等の事故及び損失を負ったときは、施設管理者の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、施設管理者は一切責任を負わないものとします。
- 2 工房の機材を使って制作した成果物で起きた事故、また制作中の事故については、施設管理者は一切責任を負わないものとします。
- 3 施設管理者は利用者の所有する物の盗難・紛失・破損に対する補償は致しません。
- 4 工房のご利用に伴いお客様同士のトラブルや会員様又は第三者に損害が生じた場合であっても施設管理者は損害賠償その他一切の責任を負いません。
- 5 工房内で発生した人的・物的損害に対する賠償責任は施設側に故意または重大な過失がある場合を除き、施設管理者は一切の責任を負いません。ただし施設側に故意または重大な過失がある場合であっても、賠償額はそのご利用額を上限とさせていただきます。
- 6 施設管理者は、機器利用による測定結果、測定数値、その他機器利用の結果については、いかなる意味においても保証は行いません。また、利用者が機器利用の結果を利用することにより生じた損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- 7 施設管理者は、機器利用の結果またはその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、またはその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではないものとします。
- 8 施設管理者は、天災地変、機器の故障、輸送時の破損など、施設の責めに帰する事ができない事由により施設・設備等の利用が困難になったときは、利用者に機器利用日の延期を求め、または、予約の解除を求めることができるものとします。

附則 本規則は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。